

## 八郎潟町狩猟免許等取得支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、有害鳥獣の捕獲等に從事しようとする者が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に規定する狩猟免許の取得並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の2に規定する鉄砲の所持許可の申請等をする場合において、それらに係る経費の負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八郎潟町財務規則（平成7年八郎潟町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 八郎潟町に住所を有する、又は八郎潟町に勤務する20歳以上の者で、狩猟免許等取得後、町鳥獣被害対策実施隊に入隊する者。
- (2) 一般社団法人秋田県猟友会及び八郎潟町猟友会の会員であること、又は会員になることを確約する者。
- (3) 町が行う捕獲業務に従事していること、又は従事することを確約する者。
- (4) 猟銃を購入する者。
- (5) 秋田県ツキノワグマ被害防止対策事業実施要領に基づく狩猟免許等取得支援補助金（以下、「県補助金」という。）の交付要件を満たす者。

### (補助内容、補助対象経費)

第3条 この補助金の補助内容、補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 この補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、狩猟免許等の取得をしようとする年度の1月末日までに、補助金等交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を補助金等交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の変更手続き)

第7条 申請者は、交付金を受けた後において、事業計画の変更等により交付金の額を

変更する必要があるときは、速やかに補助金等変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定変更及び通知）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付金の額を変更することを決定したときは、補助金等変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、狩猟免許等を取得したときは、取得した年度の3月末日までに、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 狩猟免許等取得実績書
- （2） 取得した狩猟免許等の写し
- （3） 狩猟免許等の取得、申請等に要した経費の領収書の写し
- （4） 一般社団法人秋田県猟友会及び八郎潟町猟友会の会員であることの証明書並びに入会に要した費用の領収書の写し
- （5） その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第10条 第6条及び第8条の規定により通知を受けた申請者は、請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第11条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、交付を取り消すものとし、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（交付金の返還）

第12条 町長は、第11条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は補助金返還命令書（様式第8号）により返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助内容	補助対象経費	補助金額
狩猟免許等取得 支援	<p>1 狩猟免許取得関連経費</p> <p>① 猟銃免許申請手数料</p> <p>② 医師の診断書代</p> <p>2 鉄砲所持に係る初心者・射撃講習等</p> <p>① 猟銃等講習会受講申込み手数料</p> <p>② 講習資格認定申請手数料</p> <p>③ 猟銃用火薬類譲受許可証</p> <p>④ 医師の診断書代</p> <p>⑤ 銃所持許可申請代</p> <p>⑥ 写真代</p> <p>⑦ 射撃講習費（散弾銃）</p> <p>⑧ 射撃教習費（実砲代）</p> <p>3 狩猟者登録等に係る経費</p> <p>① 狩猟者登録手数料</p> <p>② 各猟友会</p> <p>③ ハンター保険代</p> <p>4 その他町長が必要と認める経費</p>	<p>76,000円（上限額）</p> <p>※秋田県補助金</p> <p>50,000円（上限額） を除く</p>
猟銃等購入支援	<p>① 散弾銃</p> <p>② ライフル銃</p> <p>③ ガンロッカー</p> <p>④ 装弾ロッカー</p> <p>⑤ 洗い矢</p> <p>⑥ 潤滑油</p> <p>⑦ 銃カバーケース</p> <p>⑧ スリング（ベルト）</p> <p>⑨ 弾帯</p>	<p>100,000円（上限額）</p> <p>※秋田県補助金</p> <p>50,000円（ライフル銃は70,000円）を除く</p>